

## 運営委員会

- ◇日 時 10月17日（水）19：30～21：30  
◇場 所 振興会 第3教室  
◇出席者 運営委員 25名  
◇審議内容 ・青年部活動について  
1) 各委員会審議事項について  
(各委員会審議事項の報告と検討)  
2) 車ふれあい祭り2018青年部ブースについて  
(実施内容及び参加者についての確認)

## =お知らせ=

### 平成30年度 下半期 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

通達に基づき、認証工場を対象とする標記定期校正を下記により実施します。  
なお、該当支部の事業場には、追って通知をお送りします。

#### 平成30年度下半期 CO・HC定期校正計画表

支 部	年 月 日	実 施 場 所	時 間
南アルプス北	平成31年1月21日(月)	支部長（アクティブカーズ）	9：30～16：00
南アルプス南	1月24日(木)	井上モータース	9：30～16：00
日下部	2月 6 日(水)	振興会 実習場	9：00～16：00
甲府南	2月13日(水)	振興会 実習場	9：00～16：00
市 川	3月 1 日(金)	支部長 (有)峠南ホンダ販売 市川店	9：30～16：00

### 平成32年用点検整備済ステッカー貼付のお知らせ

平成31年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用自動車には、平成32年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

11月末より販売予定の標記32年用ステッカーは、整備事業者等が前面ガラスに貼付できる期間は、平成32年9月30日までと指定されておりますので、購入時にはご注意下さい。

参考 ①来年5月の改元時への対応は概要が決まり次第ご連絡いたします。

②「平成32年用点検整備済ステッカー」は、平成31年1月1日以降に自家用自動車、平成31年7月1日以降に自家用貨物車、平成31年10月1日以降に事業用貨物車等に貼付しますが、詳細は自動車点検基準をご参照ください。

## 携帯メールを利用した情報配信サービスをご利用ください

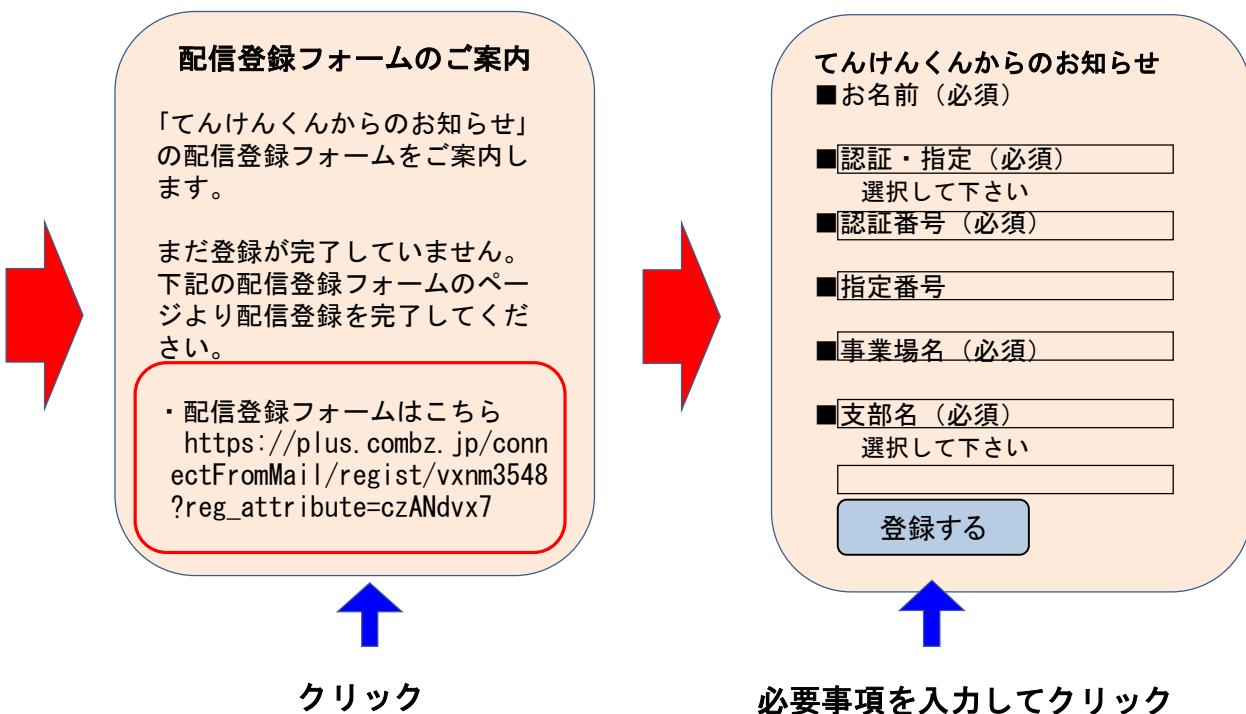
現在振興会・商工組合からの情報は、会報とホームページで提供しておりますが、会員の皆様の携帯電話へメールで、研修・講習などの日程やその他お知らせを配信するサービスを開始しました。「受講を忘れていた」や「受講日を知らなかった」などを防げるサービスです。お申し込みは、次のとおり簡単でスピーディーに登録できますので、是非ご利用下さい。なお、ガラケー・スマートフォン、どちらでもご利用できます。

### 登録の手順

①携帯電話から下のQRコードを読み取るとメール作成画面に切り替わり、宛先に空メール用のメールアドレスが自動的に挿入されます。そのアドレスに空メールを送信します。



②本登録用アドレスが記載されたメールが返ってきますので、本登録用アドレスにアクセスし必要事項を入力して登録します。



③登録が完了しサーバーにリスト化され、登録完了メールが届きます。

登録完了メール以降、隨時、携帯電話へ各種情報がメール配信されます。

(タイトルが表示されない機種もあります。)

### 配信登録が完了しました

「てんけんくんからのお知らせ」  
の配信登録が完了しました。  
ご登録いただき、ありがとうございます。

#### ●配信されるメール

- ・メールの差出人名  
山梨県自動車整備振興会
- ・メールの差出人名  
sidou@ams-net.jp

### 整備主任者（技術）研修のお知らせ

平成30年1月18日（木）

該当支部 甲府東・甲府北

受付時間 9:00~9:30

研修時間 9:30~17:00

受講料 6,750円

※なお、メールが届かない場合は、携帯電話のメール受信設定等をご確認下さい。

(例：迷惑メールフィルター・メール拒否設定など)

### 配信情報の例

1. 整備主任者（法令）研修
2. 整備主任者（技術）研修
3. 検査員研修
4. 検査員教習
5. 技術講習所案内
6. 各種研修会（スキャンツール・ワインチ運転者・ハイブリッド・EV車整備）
7. ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供
8. 商工組合商品

## 振興会ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供ホームページをご確認ください

昨年3月より、会員の皆様には「ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供」についてご協力を頂いておりますが、各支部連絡網等による連絡の他にホームページ並びに車検予約システムトピックス欄においても、同じく情報提供のお願いを掲載しておりますので、ぜひ定期的なご確認をよろしくお願ひいたします。



## 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」10月分当選発表

事業場	認証	支部	当選番号	事業場	認証	支部	当選番号
有泉自動車(株)	788	甲府東	9834	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南	7035
(有) 大木自動車	922	甲府西	9563	オートショッップ渡辺	1197	南巨摩北	6848
(株) キリン自動車	411	甲府南	777	古屋モーター	512	東八	8685
東洋モータース	972	甲府北	5012	米山自動車工場	629	東八	8710
(有) カーサービス五味	1106	甲府北	4567	雨宮自動車整備工場	790	東八	4956
(有) 輿石自動車工業	665	韮崎	5712	長田自動車整備工場	941	東八	1918
久保田自動車整備工場	776	韮崎	4050	三富自動車工業	782	日下部	4529
田中自動車工場	996	韮崎	3029	塩山オートサービス	550	塩山	618
富士自動車工業所	330	南アルプス南	8780	三森自動車	799	塩山	12324
新津モータース	413	南アルプス南	574	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓	3003
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	1351	古久屋自動車	1009	大月	5814
名執モータース	774	南アルプス北	6714	宝興自動車整備	1008	大月	1281
(有) 花輪	331	市川	3282	平井自動車整備工場	573	都留	8888
(有) 田富自動車工業	712	市川	7434	志村自動車整備工場	894	都留	8363
カーショップ昭和	1277	市川	9453	宝オートサービス	1140	都留	8702

## 四輪アライメントテスタ利用について

教育実習棟の四輪アライメントテスタ及びリフトについては、教育機材としての活用のみならず組合員の皆様にも有効利用頂くため、「四輪アライメント講習」受講済み組合員を対象に有償で貸出しています。

なお、四輪アライメント講習を未受講の方でテスタ利用希望される場合は「個別講習による測定」を有償にて利用も可能ですのでご相談下さい。

個別講習は1名10,800円。次回からは「講習受講済者」として扱い、1回、1台3,240円（税込）の料金で利用できます。

通常講習も計画していますのでご参加ください。（受講料1名、2,100円）

### 利用組合員からの声をお聞きしました

10月は 8件の四輪アライメント・テスタの利用がありました。



- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. スバル R2<br>RC2       | ハンドルに違和感を感じる。<br>リヤ左トウの狂い。フロント左右、リヤ左トウ調整。<br>リヤのみ基準値にならず。調整後の様子を見てもらい再調整を検討。<br>(岳麓支部の会員より)                   |
| 2. トヨタヴェルファイア<br>ANH20 | ユーザーからの測定依頼。<br>リヤ右トウ基準値外 (-0.3mm)。調整不能。<br>(市川支部の会員より)   |
| 3. スバル XV<br>GT7       | ユーザーからの測定依頼。<br>フロント右キャンバ基準値外。<br>フロント左右キャンバマイナス側に調整。<br>試運転の結果良好。  |
| 4. スバル XV<br>GT7       | ユーザーからの測定再依頼。<br>フロント左右キャンバ再調整（メーカー基準値）。<br>試運転の結果良好。   |
| 5. トヨタ プリウス<br>ZVW30   | サスペンション交換後のアライメント調整。<br>フロント、リヤトウ、フロントキャンバ基準値外。<br>リヤトウ調整不能。<br>フロント、トウ、キャンバ調整後、試運転の結果良好。                     |
| 6. トヨタ クラウン<br>GRS180  | リヤ左右タイヤ内ベリの為アライメント確認。<br>フロント左右、リヤ左右トウの狂い。<br>フロント、リヤ左右トウ基準値に調整。<br>ハンドルセンターになり、試運転の結果良好。<br>(以上4件甲府南支部の会員より) |
| 7. スズキ クロスビー<br>MN71S  | サスペンション交換後のアライメント確認。<br>フロント左右トウ基準値外。フロントキャンバ右基準値外。<br>フロント左右トウ、キャンバ調整。<br>試運転の結果良好。<br>(南アルプス北支部の会員より)       |
| 8. トヨタ アイシス<br>ZGM11W  | 事故によりフロントメンバー、ロアアーム交換後のアライメント調整。フロント左右トウ基準値外。<br>フロントトウ調整。直進性良好。<br>(上野原支部の会員より)                              |

## スキャンツール利用状況について（10月分）

10月のご利用は19台でした。

10月

機種	HDM3000	DST-2	G-Scan	DT-3300	その他	合計
貸出数	6	1	6	6	0	19

### 四輪アライメント・テスタ利用申込書及び借用書

山梨県自動車整備商工組合 御中

「四輪アライメント・テスタ」下記利用要領について十分承知しましたので借用願います。

利用希望日	年 月 日	午前・午後	支部名	支 部
認証番号	8 -	事業場名	㊞	
使用者			TEL	( )

#### 車両情報

車両メーカー名	車 名		
初年度登録年月	年 月 型 式		
車台番号	エンジン型式		
グレード	車両データ	有・無	事務局記入欄

借り受けのテスタ等が、万が一不具合を生じた場合には、職員及び利用者と共に立会い確認し不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用10,000円は利用事業場が費用を負担することを承知します。

受付日	受付者	日程確認	受講確認	立会予定者	振興会確認	使用者確認
平成 年 ／		平成 年 ／	平成 年 ／			
		午前・午後				

### スキャンツール利用申込書及び借用書

一般社団法人山梨県自動車整備振興会 御中

品名	ツール本体	日立 HDM3000	デンソー DST-2	インターリーク G-Scan	日本ベンチャードT-3300
	付属品類	取扱い説明書	ダイアグケーブル	データ取扱用CD	
		その他付属品 ( )			
使用日	平成 年 月 日 ( )	～	平成 年 月 日 ( )		

「貸出し注意事項」について十分承知いたしましたので、下記の機器を貸出し願います。  
なお、借り受けた機器本体を「故障」、「破損」、「紛失」させた場合は、**免責費用を負担**することを承知し、  
**付属品**も同様にした場合は、**実費負担**することを承知いたします。

支部名	支部	認証番号	8 -
事業場名			
事業主名	㊞	TEL	( )

(注)貸出しについては基本的に事業主とします。事業主以外への貸渡しの場合は免許証の写しを頂きます。

※事前に電話にて貸出し可能か確認願います。

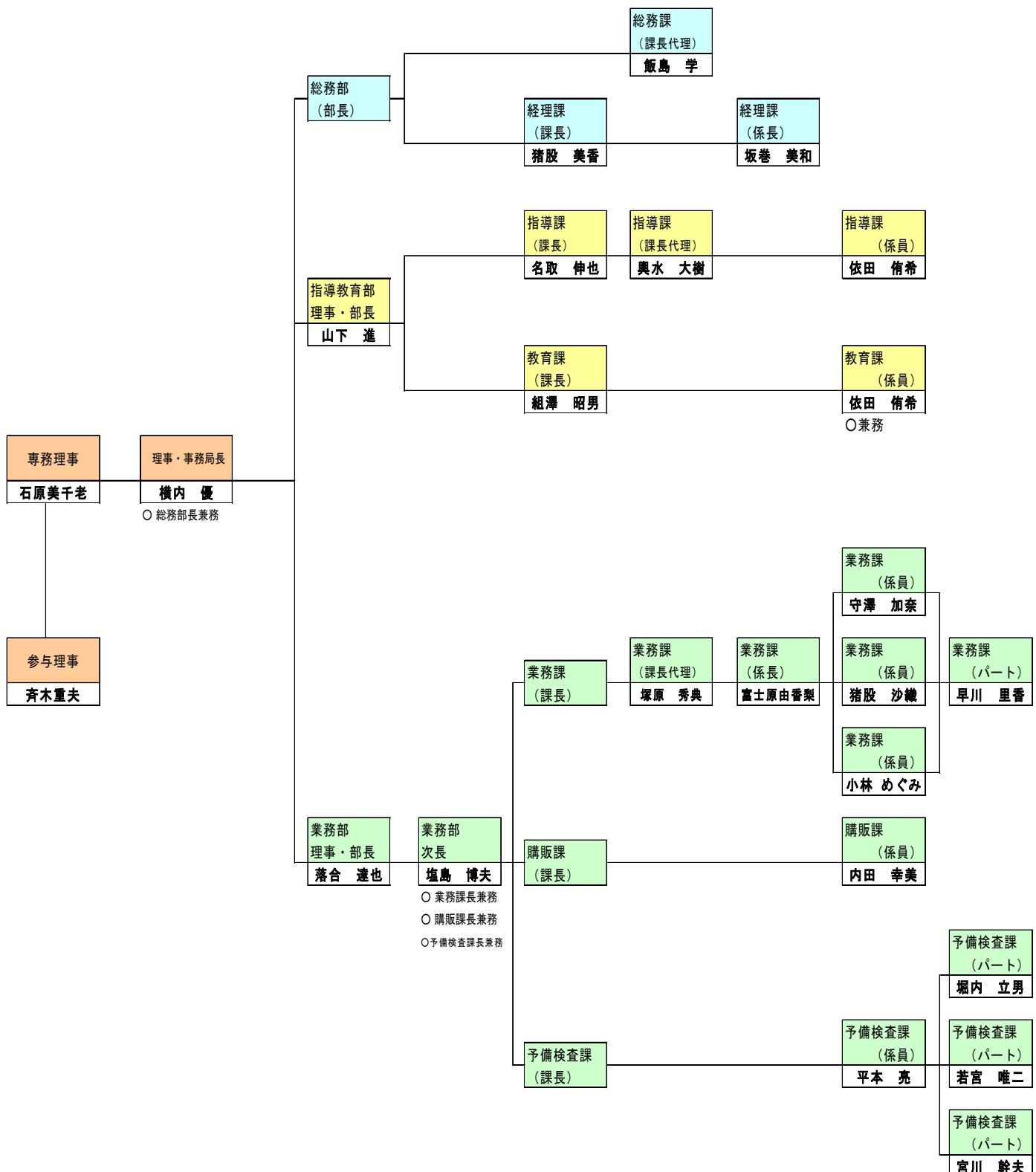
※下記の注意事項を必ずご確認頂き、十分承知されてから上記太枠内を記入し**教育課へ仮申し込みのFAX**をして下さい。

※教育課窓口にて借り受ける時に**申込書及び借用書**を提出して下さい。教育課 TEL055-262-4422 FAX055-263-4420

受付日	受付者	貸出日	貸出者	故障、欠品確認	受領日	受領者	故障、欠品確認
平成 年 ／		平成 年 ／			平成 年 ／		

## 事務局組織図について

職員の幅広い業務知識の習得と資質向上を図るため、11月1日付にて次の移動がありましたので、お知らせいたします。



## 「年末の交通事故防止県民運動」について

これから迎える年末は、交通渋滞が起こりやすく、また、日暮が早くなつて気持ちが気ぜわしくなる等、諸々の要因から交通事故の多発が懸念されます。

このため、本年も12月の1ヶ月間「年末の交通事故防止県民運動」を実施します。

当運動を十分ご理解の上、「重点目標」に沿つてご協力頂きますよう、よろしくお願ひします。

### 平成30年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要領（抜粋）

#### ○目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合つて交通事故が発生しやすくなる年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

#### ○期間

12月1日（土）～12月31日（月）までの31日間

#### ○主催

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

#### ○交通安全スローガン

乗せるのは　君の宝（かぞく）と　その未来（あした）

#### ○運動の重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 3 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

# 65歳超雇用推進助成金のご案内

(平成30年4月から制度が一部変更されています)

## ～65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引き上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいざれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します(雇用管理に関する措置の実施等を要件に加え、引き上げ幅等に応じて支給額が変更されました)。

主 支 給 要 件	65歳への定年引き上げ								
	60歳以上の被保険者数※3		5歳未満	5歳未満	5歳以上	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1~2人	10	15	15	20	20	5	10	10	15
3~9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
10人以上	30	150	35	160	160	20	80	25	100

※3 60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

(単位:万円)  
■1事業主あたり(企業単位)1回限り

※2 高年齢者雇用管理に関する措置とは・・・

(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b)作業施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮  
(d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 (f)賃金体系の見直し (g)勤務時間制度の弾力化 のいざれか

### ～高年齢者雇用環境整備支援コース～

以下のいざれかの高年齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆様を助成します(措置の実施後、6ヶ月間の措置内容の使用・運用及び対象被保険者の継続雇用が要件に加わりました)。

措 置 の 内 容	①機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の雇用機会の拡大 ②高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高年齢者に対する健康管理制度の導入
支 給 額	以下の①・②のいざれか低い額を支給します。 (上限1,000万円) ①措置に要した経費の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》 ②措置の対象になる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円《36万円》 〔《》内は生産性要件を満たす場合※4〕

### ～高年齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用労働者を無期雇用契約労働者に転換した事業主の皆様を助成します(無期雇用転換日において、64歳以上の労働者は当コースの支給対象外となりました)。

申 請 の 流 れ	①無期雇用転換制度を整備 ②高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する措置(※2)を1つ以上実施 ③転換計画の作成、機構への計画申請 ④転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給 ⑤機構への支給申請
支 給 額	・対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円) ・生産性要件を満たす場合※4には対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)

※4「助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること」(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

(企業の場合)

■お問い合わせや申請は、山梨支部 高齢・障害者業務課までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もございますので、詳しくはホームページをご覧ください



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

山梨支部 高齢・障害者業務課 (TEL: 055-242-3723)

# 障害者雇用納付金制度に基づく 各種助成金のごあんない

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主が障害者を新規雇入れ・雇用継続するために特別な措置を行う場合に、助成金を支給することにより、事業主の経済的負担を軽減し、障害者の雇用促進・雇用継続を図ることを目的としています。

## 障害者作業施設 設置等助成金

雇用する障害者のために、施設、設備を設置・整備する事業主の方への助成金  
・障害者用トイレの設置  
・拡大読書器の購入  
・就業場所に手摺を設置 等



## 障害者介助等 助成金

障害者のために、必要な介助等を行う事業主の方への助成金  
・手話通訳・要約筆記担当者の委嘱助成金  
・職場介助者の配置助成金  
・障害者相談窓口担当者の配置助成金



## 重度障害者等 通勤対策助成金

通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金  
・住宅の賃借助成金  
・駐車場の賃借助成金 等



### ●障害者相談窓口担当者の配置助成金が新設されました

雇用する障害者に対する合理的配慮の取組を推進するため、事業主が、従前からある相談体制に加えて、新たに障害者の雇用管理の経験を有する担当者を配置すること、外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託することなどにより、その機能を拡充する場合に、助成金を支給します。

#### 新たに障害者相談窓口担当者を 「増配置」

・専従の場合(2名まで)  
1名につき最大月額8万円  
(最大6か月)  
・兼任の場合(5名まで)  
1名につき最大月額1万円  
(中小企業:最大12か月、その他:最大6か月)

#### 障害者相談窓口担当者が 研修を受講

・研修等の受講費の3分の2(最大20万円)  
・1名につき時間額700円(上限月10時間  
かつ10名まで)

#### 相談業務等を専門機関に 委託

・委嘱経費として支払った額の3分の2  
(上限月額10万円かつ最大6か月)

### ●手話通訳担当者の委嘱助成金に要約筆記者等も新たに対象とし、要件を緩和しました

支給対象となる措置に、要約筆記等の委嘱を追加し、支給対象となる障害者は、6級以上の聴覚障害者としました。

## 障害者職場実習支援事業のごあんない

障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受け入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。

### 対象となる障害者

過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合  
・身体障害者  
・知的障害者  
・精神障害者

過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合  
・精神障害者

### 対象となる措置

職場実習の受入  
・実習期間 1週間～1か月  
・1日当たりの実習時間 3時間程度～

実習指導員(※)の委嘱  
(※)実習指導員の要件  
・職場適応援助者養成研修修了者で、障害者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 など

### 支 給 額

職場実習受入謝金

実習対象者1人につき 1日5,000円

実習指導員への謝金

1日 16,000円  
(4時間未満の場合 8,000円)

助成金、謝金等を受給するためには、定められた要件を満たす必要があります。

詳しい内容につきましては山梨支部高齢・障害者業務課へお問い合わせくださいか、機構ホームページでご確認ください。  
<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

山梨支部 高齢・障害者業務課 (TEL: 055-242-3723)